社労士 ふ く し ま 月間情報 No.282
2021.1 月号

福島県社会保険労務士会
発行担当者　広報委員会
http://fukushima-sr.jp
E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp
〒960-8252
福島市御山字三本松 19-3
TEL０２４－５３５－４４３０
FAX０２４－５３４－５４３２

【添付文書】

1. 会長メッセージ
2. ライブ配信・動画配信によるデジタル化研修及び第３回研修会のご案内（P8～）　申込〆切：２月 10 日(水)必着
3. 福島県社労士会総合相談所第２回研修会の開催について（P12～）　申込〆切：２月 24 日(水)必着
4. 【社労士成年後見センター福島より】成年後見人養成研修の開催について（P15～）
5. 【年金機構】仙台広域事務センターからのお願い（P19）
6. 算定基礎届等に係る総括表の廃止及び賞与不支給報告書の新設について（P20～）
7. 【重要】押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省令の一部を改正する省令等の施行等について（P27～）
8. 【重要】「社会保険労務士法施行規則の規定に基づく社会保険労務士の記名の取扱いについて」の一部改正について（P48～）
9. 「福島県テレワーク環境導入支援事業補助金」のご案内（チラシ）
10. 「業務改善助成金」のご案内（チラシ）

新型コロナウイルス感染症関連情報

新型コロナウイルス感染症にかかる電話相談ホットライン　開設中！！
電話番号：０２４　－　５２６　－　２２７０　（福島県社会保険労務士会内）
受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）午前９時から午後４時まで
開設期間：令和３年２月末日まで期間が延長されました。
相談内容：雇用調整助成金の特例措置に関する相談、休業支援金に関する相談、小学校休業等対応助成金に関する相談　等

1.連合会 HP 会員専用ページ情報

○雇用調整助成金に関する質問受付

社労士の皆様より雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金に関する質問を受け付け、厚労省に照会します。連合会 HP 会員専用ページ「質問受付フォーム」よりご回答お願いします。

○雇用調整助成金に関する FAQ・社労士専用コールセンターへの主な Q&A

社労士の皆様からのご質問のうち、よくある質問について厚生労働省からの回答を掲載いたします。詳細は連合会 HP 会員専用ページをご確認ください。

○雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金社労士専用コールセンターについて

厚生労働省において雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金に関する社労士からの専門的・詳細な内容の問い合わせに対応する専用窓口が設置されております。

［電話番号］０３－６６２７－２１２０

［相談日時］月曜日から金曜日　10：00～12：00、13：00～16：00（祝・祭日を除く）

○新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の改善に向けた緊急アンケート

雇用調整助成金の改善に向けた厚生労働省の取り組みを進めるべく、社労士に向けて緊急アンケートを実施しています。連合会 HP 会員専用ページ「回答フォーム」よりご回答お願いいたします。

○【社労士向け】雇用調整助成金解説動画

同助成金の申請実務について詳細に解説した社労士向け動画を公開しています。

解説：深石　圭介社労士

県　会　情　報

1. 年金事務所との連絡会議の開催について

適用関係の社会保険関係業務や年金相談委託事業について、毎月 1 回定期的に東北福島年金事務所（県一事務所）と連絡会議を開催しております。

つきましては、社会保険関係の意見・要望がありましたら、県会事務局にメールまたは FAX でご連絡いただきたくお願いいたします。

（e-mail:fukusha@green.ocn.ne.jp　　FAX:024-534-5432）

なお、健康保険関係（健保協会）に対する意見・要望については、別途、書面または口頭で伝えることになります。

2. 研修会の予定

デジタル化研修・第3回研修会	2月17日(水)	10：30～12：00 社労士のデジタル化対応（仮題）	宮城県会会長　星　孝夫 氏 （連合会社労士業務デジタル化推進部会部会長）
		13：00～13：40 職業倫理について	業務委員会 渡邉浩美副委員長
		14：00～16：00 改正年金法と遺族年金事例	特定社会保険労務士 三宅　明彦　氏（東京会）
相談所第2回研修会	3月4日(木) 13：30～ 16：30	【第１部】 同一労働同一賃金の判例と実務対応 【第2部】新型コロナと実務対応	弁護士 近衛 大 氏 (R2/10/13最高裁判決メトロコマース事件使用者代理人)

※デジタル化研修及び第 3 回研修会、相談所第 2 回研修会については、開催案内(別添)をご確認いただき、希望する方は参加申込書にて県会事務局までお申込みください。

3. 福島県社労士会総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	社労士会総合相談所			
	労　働		年　金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
2 年度(11 月)	6 件	6 件	10 件	10 件
12/23(水)	1 件	1 件	0 件	0 件
今年度実績	7 件	7 件	10 件	10 件
実施	被災者支援無料相談会(県会事務局)			
	労　働		年　金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
1/6～1/13	0 件	0 件	1 件	1 件

※Zoom による相談も、受け付けています。

＜次回相談員＞

○社労士会総合相談所

【1/27】　甚野信行

渡邉浩美

○被災者支援相談会

【1/20】　丹治　勧

【2/3】　杉原正雄

【2/10】　坂巻量仁

＜相談内容＞※過去に相談所・相談会で受けた相談内容を情報提供いたします。

【解雇】10 月 10 日に解雇予告（1 ヶ月後）を受けた。解雇に納得したわけではなく、離職票が届いた時「自己都合」になっていた場合の対応について教えてほしい。その後懲戒解雇の

話も出ている。
【有休】年次有給休暇の 5 日付与の考え方について教えてほしい。
【社会保険】6 月で 60 歳になった女性（昭和 35 年生れ）、保育士。
体力的に弱くなってきたので厚生年金加入なしの短時間勤務にするか、将来を考えて厚生年金に加入して働いた方が良いか思案中であるとの相談。（現在時で厚年加入は 125 月）
【社会保険】年金について、①年金を増やす方法はないか②年金の再計算はいつするのか。
再就職手当について、1 年以内に退職した場合はどうなるのか。

4. 県会ＨＰ会員専用ページ「情報ＢＯＸ」掲載情報（12 月 16 日～1 月 14 日）

以下について、県会ＨＰ会員専用ページに掲載されております。
http://fukushima-sr.jp/member/
※情報は随時更新いたしますので、ご確認をお願いいたします。

- ◆ 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて
- ◆ 【年金機構】仙台広域事務センターからのお願い
- ◆ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について
- ◆ 令和 2 年 12 月 16 日からの大雪による災害により被害を受けた国民年金第 1 号被保険者に対する保険料免除に係る取扱いについて
- ◆ 【重要】算定基礎届等に係る総括表の廃止及び賞与不支給報告書の新設について
- ◆ 電子申請の取扱いに関する周知について
- ◆ 年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について（周知依頼）
- ◆ 雇用保険業務に関する業務取扱要領の一部改正について
- ◆ 情報セキュリティ解説動画の配信について
- ◆ 職務分析・職務評価コンサルティング技術普及セミナーのご案内
- ◆ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布について（通知）
- ◆ 「静かな年末年始」に関するメッセージ等の周知について（周知依頼）
- ◆ 令和 3 年 1 月以降に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額の保険者算定の特例について
- ◆ 「福島県テレワーク環境導入支援事業補助金」のご案内
- ◆ 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について（協力依頼）
- ◆ 令和 3 年 1 月 7 日からの大雪による災害により被害を受けた国民年金第 1 号被保険者に対する保険料免除に係る取扱いについて
- ◆ 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省令の一部を改正する省令等の施行等について
- ◆ 「社会保険労務士法施行規則の規程に基づく社会保険労務士の記名の取扱いについて」の一部改正について
- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策に関する新型ウイルス感染症緊急事態宣言等について
- ◆ 職場への出勤等（テレワーク等）について（周知依頼）
- ◆ 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について（周知依頼）
- ◆ 産業雇用安定センターとの連携・協力についてのお願い
- ◆ 定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて
- ◆ 「業務改善助成金」のニーズに応えた低額のコースの新設等に係る周知・広報について（依頼）
- ◆ 定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について
- ◆ 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等に伴う労働安全衛生手続きの見直しについて
- ◆ 緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について

連合会情報

1. 【厚生労働省】「職務分析・職務評価コンサルティング技術普及セミナー」開催のお知らせ

本セミナーでは、職務分析・職務評価の活用を検討する企業に対するコンサルティングの手法を、演習や事例紹介を交えながら分かりやすく説明します。

また、コンサルティングの全体フローを示した上で、職務分析・職務評価の手法や、職務評価結果を活用した賃金制度や人事制度の設計・改訂に係る手法を解説します。

詳細･申込みについては､連合会 HP 会員専用ページもしくは下記 URL をご覧ください。

https://www.shokumu-hyoka.jp/seminar/

※本セミナーは、連合会及び都道府県会が実施するものではございません。申込み・お問合せについては、上記へお願いいたします。

2. 参考図書の頒布のご案内

連合会の編集による社会保険労務六法等参考図書を頒布しております。

購入希望の方は、連合会発行「月刊社労士 12 月号」巻末の申込案内をご覧いただき、直接連合会へお申込みください。県会では販売はしておりませんのでご注意ください。

図 書 名	特別価格 （税込・送料込）
社会保険労務六法令和 3 年版 （令和 2 年 12 月発行）	8,300 円
社会保険労務ハンドブック令和 3 年版 （令和 2 年 11 月発行）	3,600 円
社会保険の実務相談令和 2 年版 （令和 2 年 7 月発行）	2,610 円
労働基準法の実務相談令和 2 年度版 （令和 2 年 7 月発行）	3,030 円
労働保険の実務相談令和 2 年度版 （令和 2 年 7 月発行）	2,400 円

3. 連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

https://www.shakaihokenroumushi.jp/tabid/92/Default.aspx?returnurl=%2ftabid%2f297%2fDefault.aspx

＜通達情報＞

- 年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について（周知依頼）
- 雇用保険業務に関する業務取扱要領の一部改正について
- 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について
- 令和 2 年 12 月 16 日からの大雪による災害により被害を受けた国民年金第 1 号被保険者に対する保険料免除に係る取扱いについて
- 算定基礎届等に係る総括表の廃止及び賞与不支給報告書の新設について
- 電子申請の取扱いに関する周知について
- 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布について（通知）
- 「静かな年末年始」に関するメッセージ等の周知について（周知依頼）
- 令和 3 年 1 月以降新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額の保険者算定の特例について
- 産業雇用安定助成金（仮称）のリーフレットについて
- 押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）
- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金及び新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金に関する周知について

- 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等周知について（協力依頼）
- 令和３年１月７日からの大雪による災害により被害を受けた国民年金第１号被保険者に対する保険料免除に係る取扱いについて
- 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省令の一部を改正する省令等の施行等について
- 「社会保険労務士法施行規則の規定に基づく社会保険労務士の記名の取扱いについて」の一部改正について
- 職場への出勤等（テレワーク等）について（周知依頼）
- 新型コロナウイルス感染症対策に関する新型ウイルス感染症緊急事態宣言等について
- 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について（周知依頼）

関係機関だより

1. 福島県テレワーク環境導入支援事業補助金・・・福島県商工労働部雇用労政課

新型コロナウイルス感染症対策及び働き方改革の推進のため、テレワークの新規導入に取り組む県内中小企業事業主等に補助金を交付します。（添付チラシ参照）
詳細及び様式ダウンロードについては、下記URLをご確認ください。
https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/telework.html

2. 最新情報を配信・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月３回メールマガジンを配信しております。配信登録は無料です。下記ＨＰアドレスからご登録ください。検索サイトより「協会けんぽ福島配信登録」の検索でも接続いただけます。
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

3. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

謹んで新春のお慶びを申し上げます

旧年中はたいへんお世話になり厚く御礼を申し上げます。
新しい年を迎えまして、皆々様のご発展とご多幸をお祈りし、
今年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

事務局職員一同

※　県会 HP (http://fukushima-sr.jp)への月間アクセス数情報

12 月 1 日～31 日　総アクセス数　2,243　(内訳：新規 1,999　リピーター　244)

会務報告及び予定

12月　22日　東北福島年金事務所との連絡調整会議（東北福島年金事務所）
宍戸運営部長、大原運営副部長、丹治事務局長　出席
22日　連合会社労士診断認証制度推進会議（オンライン）
榎田働き方改革労務監査委員長、白岩同副委員長　出席
22日　ラジオ福島花見社長　協定締結及び助成金相談会広報協力御礼等のため訪問（ラジオ福島）宍戸会長　訪問
23日　福島県社労士会総合相談所（事務局）開催
24日　全国健康保険協会福島支部評議会（ユニックスビル）宍戸会長　出席
24日　街角の年金相談センター運営部長会議（オンライン）宍戸部長、丹治事務局長
25日　災害対策本部（オンライン）開催
1月　7日　新年あいさつ回り（関係行政等）宍戸会長、中目副会長
12日　健保協会福島県支部業務部樋口氏他1名　評議会打合せのため来局（事務局）宍戸会長

13日　連合会リスクマネジメント委員会（オンライン）宍戸会長　出席
15日　全国健康保険協会福島支部評議会（ユニックスビル）　宍戸会長出席
23日　年金事務所相談員との情報交換会（Zoom・コラッセふくしま）開催予定
25日　連合会理事会（オンライン）宍戸会長　出席予定
26日　東北福島年金事務所との連絡会議（東北福島年金事務所）
　　大原副部長、丹治事務局長　出席予定
27日　白河支部総会（マイタウン白河中会議室）開催予定
27日　福島県社労士会総合相談所（事務局）開催予定
29日　働き方改革労務監査委員会（オンライン）開催予定
30日　社労士試験合格者向け説明会（コラッセふくしま）開催予定

2月　2日　連合会全国広報担当者会議（オンライン）大原副会長、佐川広報副委員長　出席予定
4日　中間監査（事務局）開催予定
17日　デジタル化研修・第3回研修会（オンライン）開催予定
3月　4日　福島県社労士会総合相談所第2回研修会（オンライン）開催予定

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾟｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入 会】	福 島	1/1 付 入会 勤務	久野昌美	福島保護観察所 福島市狐塚 17 TEL:024-534-2246　FAX:024-525-2182
		1/1 付 入会 その他	佐久間智明	
	郡 山	1/15 付 入会 開業	我妻弘道（あづまひろみち）	我妻社会保険労務士事務所 石川郡古殿町大字竹貫字千足 26-2 TEL：0247-53-3482
【変 更】	郡 山	P10	三瓶　正	事務所所在地 郡山市開成五丁目 2 番 21 号
		P13	長岡　聡	事務所名称、所在地（法人の社員→開業） 長岡社会保険労務士事務所 郡山市八山田西 3 丁目 216 TEL:024-932-0622 FAX:024-953-5400
	相 馬	P19	鈴木慎太郎	事務所所在地 南相馬市原町区錦町一丁目 131 番地
			今野　明	
		P28	浜通り 社会保険労務士法人	
【退 会】	郡 山	P10	佐藤公子	12/31 付登録抹消
	会 津	P15	渡部　稔	12/23 付登録抹消

社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」）の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るため必要な政治活動を行うことである。
政治連盟は社会保険労務士全体のために活動することを目的としており、決して特定の党や個人の政治目的のため活動するものではない。（社会保険労務士政治連盟運営の基本方針より要約抜粋）

政治連盟の活動等について、全国政連作成「全国社会保険労務士政治連盟のしおりQ&A」より下記抜粋して掲載いたします。

【政治連盟の活動目的について】

社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」といいます。）の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るために必要な政治活動を行うことです。
政治連盟は、社会保険労務士全体のための活動することを目的としており、決して特定の政党や個人の政治目的のために活動するものではありません。

【なぜ、社会保険労務士が政治連盟を行う必要があるのか】

社会保険労務士法は、議員立法（内閣でなく国会議員自らが法律案を作成し国会へ提案すること）により成立した法律です。議員立法により成立した法律は、その改正も議員立法により行われることが通例になっています。内閣提案の法律（閣法）の場合は、主務官庁が改正法案等の準備を行いますが、議員立法の場合は、団体自らが改正内容を各政党や国会議員に繰り返し要請し、国会に提出していただける国会議員を決め、議員立法として改正法案が国会に提出されるよう理解と協力を得なければなりません。
閣法、議員立法のいずれにおいても国会議員への対応が必要です。そのためには、日頃から国会議員等への選挙の支援や日々の支援活動により、社会保険労務士制度の理解を深めてもらい、法改正の要望などいざというときに積極的に協力していただける環境を整えておく必要があります。
政治連盟や政治活動は社会保険労務士にとって、社会保険労務士制度の改善、社会保険労務士の円滑な業務の遂行、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上のために欠かせないものであり、そのための支援体制の構築といえます。

【政治連盟の必要性と連合会及び都道府県会との関係について】

社会保険労務士制度は、過去８回の社会保険労務士法改正により充実発展してきましたが、まだ解決しなければならない課題が多く残されております。
制度の改善を図るためには、各政党や多くの国会議員に法改正の必要性の理解を得て、その実現に向け協力を求める必要があります。
しかし、連合会及び都道府県会は強制加入の法定団体であるため、公職選挙法による選挙支援活動や政治資金規正法による政治的な活動ができないので、これを補うための組織として政治連盟が必要なのです。
連合会や都道府県会と政治連盟は、法的組織としては別個ですが、表裏一体の関係であり社会保険労務士の要望を実現するための政治活動を政治資金規正法に基づく政治団体として行っています。
政治連盟の運営や活動については、連合会や都道府県会と密接な連携のもとに行っていることは言うまでもありません。

＊政治連盟の活動を会員の皆様に知っていただくため月間情報を利用させていただいています。（理事会にて承認）政連に加入されていない会員にも活動が報告されますがご容赦いただけますようお願いいたします。